

農村計画学会論文集は、投稿規程に則り、論文、報告を募集している。

1. 原稿の区分

以下の各項目につき、いずれかを投稿時に著者が選択すること。

(1) 審査の区分

- ✓ 論文（査読付）：学術的価値のあるもの。
- ✓ 報告（査読付）：計画・デザイン・事業などに関する事例・調査報告で、農村計画学の発展に寄与する知見を含むもの。

(2) 使用言語の区分

- ✓ 和文（250 単語程度の英文アブストラクトを付ける）
- ✓ 英文（英文アブストラクトを要するが、和文要旨は不要）

2. 原稿の作成

(1) 原稿の作成

原稿は、図表等を含めて原稿作成要領に則って体裁を整えること（体裁が整っていないものは受理できない場合がある）。原稿は原則として MS-Word で作成すること。

(2) ページ数

ページ数は 6 ページを基本とする。ただし投稿時点においては計 10 ページを上限として超過を認める。また審査段階での指摘に対応するために修正稿でさらなる増ページを要する場合には、特にページ数を制限しない。

3. 原稿の提出

(1) 提出方法と提出先

原稿は農村計画学会論文集オンライン投稿システムを通じて筆頭著者ないしは責任著者が提出すること（<https://www.editorialmanager.com/arp/default1.aspx>）。

なお、オンライン投稿システムでの提出ができない場合は、査読委員会事務局（arp_submission@rural-planning.jp）に問い合わせること。

(2) 提出ファイルの形式

提出原稿は MS-Word とする。

原稿提出時には、文字化けや文字ずれなどの確認のため、MS-Word ファイルの他に、当該原稿を pdf ファイルにしたものを合わせて提出する。

4. 投稿資格、審査方法、受理日・採用決定日、著作権等は投稿規程（2022.8.2 改定）の通りとする。

5. 費用負担

投稿料は、著者の負担としない。

審査後、採用と判定された後には、以下の費用を著者負担とする。なお、費用未納の場合には学会論文集に掲載されない場合がある。

✓ 6 ページ（原則）を超過した際の超過ページ料金（7 ページ目から超過ページごとに 1 万円）。

6. その他

- (1) 審査過程における修正原稿の提出にあたっては、修正原稿提出要領（審査結果と同時に著者に送付する）を参照のこと。
- (2) 採用決定後、完成原稿の作成と提出にあたっては、完成原稿作成・提出要領（採用通知と同時に著者に送付する）を参照のこと。なお、採用が決定した後には、本文中の図の原図ファイル（jpg, gif, wmf など）を別途送付することを求める。また、提出されたファイルをもとに、事務局で掲載用の版を作成するため、ページレイアウトは著者の想定どおりにならない場合がある。
- (3) 「不採用」という審査結果に異議がある場合には、その理由を明記した書面を E-mail により農村計画学会校閲委員会（arp_info [at] rural-planning.jp）宛に提出すること。
- (4) 本要領に関する不明な点は、査読委員会事務局に問い合わせること。

7. 附則

最終改定：2022 年 8 月 2 日

この規定は同日より施行する。